

川北町通学路交通安全プログラム

平成27年7月
川北町教育委員会

1 プログラムの目的

近年、全国各地で登下校中の児童が痛ましい事故により、多数の犠牲になることを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁、の3省庁で連携し、通学路の緊急合同点検を実施する通達を受け、本町においても、学校、警察署、道路管理者などの関係者による緊急合同点検を実施したところです。

その後、対策の改善や各種取り組みを継続して行くために、定期的な合同点検の実施が必要と考えています。

その為、継続的でより効果的な通学路の安全対策の充実を図るため、「川北町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後、本プログラムに基づき、関係機関との連携を図りながら児童・生徒の安全確保に取り組んでいきます。

2 組織体制

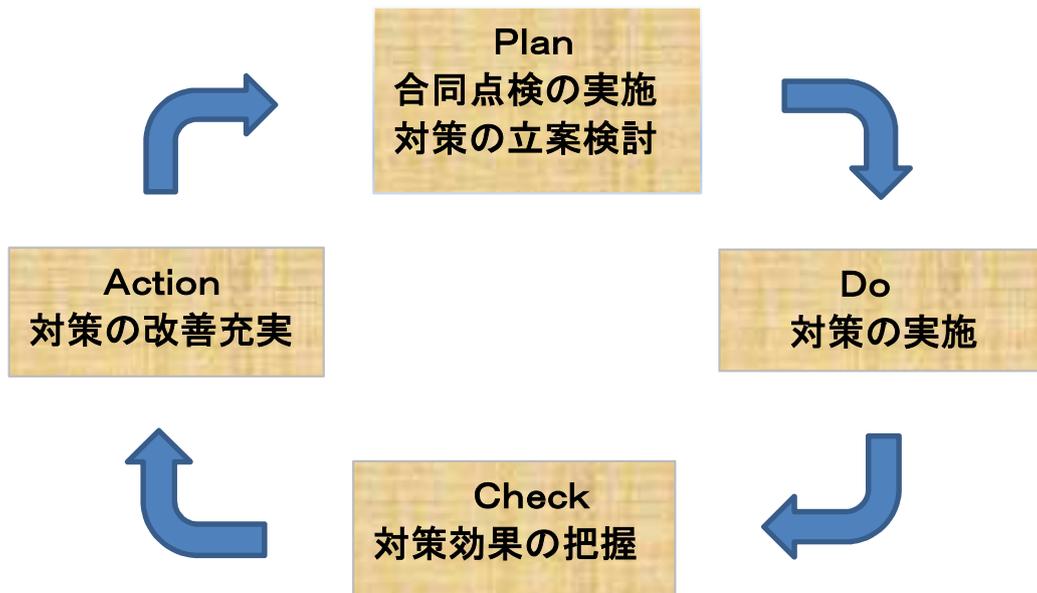
本プログラムの実施するため、毎年、通学路安全推進事業連絡協議会を設置します。

機関・団体名	分野
川北町教育委員会事務局 小松教育事務所指導課 川北町町立学校代表者	学校関係者
寺井警察署交通課 石川県学校安全推進アドバイザー	交通安全
川北町土木課 南加賀土木総合事務所維持管理課 金沢河川国道事務所	道路管理者

3 通学路安全確保のためのPDCAサイクル

基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も関係機関と連携し、合同点検を実施し、対策後の効果を検証すると共に、地域の実情に沿った必要な対策の改善・充実を行います。これらの取り組みをPDCAサイクルとして実践し、本町通学路の安全性の向上を図って行きます。



(1) 定期的な合同点検(Plan)

実施箇所の決定

学校、PTA、見守り隊等の意見を掌握し、通学路点検箇所を決定する。

点検体制

・学校、道路管理者、通学路安全対策アドバイザー、警察署、教育委員会の代表者並びに交通安全の知識を有する有識者により実施。

対策の検討

・合同点検の結果により明らかな対策必要箇所は、箇所ごとに横断歩道や標識の設置などのハード対策や交通安全教育などのソフト対策を箇所ごとに対応策を検討する。

(2) 対策の実施(Do)

・具体的な実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関との連携を図る。

(3) 対策箇所の把握(Check)

・車両と歩行者の安全性などの現場を確認する。

・対策実施後の効果を把握するために手法を検討し、対策効果の把握を実施。

(4) 対策の改善・充実(Action)

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4 箇所図、箇所一覧の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で情報共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、周知・啓発を図る。